

身近にこんなトラブルが！  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報



## 台風 に便乗した 住宅修理工事 のトラブルにご注意！

### 相談事例

台風の後、「お宅の屋根の一部がなくなっている。」と突然事業者が自宅を訪問した。屋根に上がった後、「ぼろぼろになっている。」などと言われたため、その場で100万円を超える工事契約をしてしまった。

複数の事業者から見積もりを取ってから契約した方が良かっただろうか。

### アドバイス



**住宅修理工事などの契約を行う際は、その場ですぐ契約せず、慎重に判断しましょう！**

- ◆ 台風などの災害時には、「お宅の屋根が壊れている。無料で点検する。」と訪問する「点検商法」など、災害に便乗した悪質商法が多数発生します。災害発生地域だけが狙われるとは限りません。十分注意しましょう。
- ◆ 住宅の修理などの工事をする際は、急かされてもその場ですぐ契約せず、複数の事業者から見積もりを取る、周囲に相談するなどとして、慎重に契約しましょう。
- ◆ 契約後でも、自宅を訪問されたり電話で勧誘を受けたりして契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。
- ◆ 困ったときや心配なときは、身近な消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
**消費者ホットライン**

☎局番なし

イ ヤ ヤ  
**188**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 災害発生時に起こる 便乗商法の被害に あってしまったら・・・

－ 消費者問題を専門とする弁護士に聞きました －

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。

「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

## 1. 点検商法への対処（被害にあってしまったら）



### ① クーリング・オフ

工事の契約（請負契約）が訪問販売や電話勧誘販売によってなされた場合、契約書面を受け取った日から8日（受け取った日を含みます）以内であれば、クーリング・オフ（無条件での契約解除）が可能です。

契約から8日が過ぎていても、契約書面を受け取っていない場合や、契約書面の記載事項に不備がある場合には、クーリング・オフできます。

### ② 取り消し

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっているときでも、工事の契約を取り消すことができる場合があります。例えば、そのような事実はないのに「屋根が壊れている」とか「床下が湿っている」などと言われて契約した場合は、事実と異なることを告げて契約させたこと（不実告知）を理由に契約の取り消しができます。

取り消しができる期間は、被害に気付いてから1年以内、または契約のときから5年以内となります。

## 2. 「火災保険が使えるので負担はない」「保険の申請代行をする」などと勧誘されることも

自然災害による住宅修理に保険が使える場合がありますが、台風が過ぎ去った後などに業者が来訪してきて、「建物に壊れたところはないですか。保険金請求の代行をします」などと言って勧誘し、保険金請求手続のサポート契約（コンサルティング契約などと称している場合もありますし、工事の契約とセットになっている場合もあります）をさせられ、保険金の30%～40%といった高額な手数料を請求されるというトラブルも発生しています。

台風による家屋被害にあった場合、自分が加入している保険が使えるかどうか、まずは保険会社や保険代理店に確認して下さい。契約してしまっても、点検商法の場合と同様、クーリング・オフや取り消しができる場合がありますので、なるべく早く相談して下さい。



消費生活相談は・・・

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）  
局番なし188

弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会 消費者被害相談  
予約受付：045-211-7700

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



神奈川県

県民を訪問販売・勧誘！  
かながわ宣言

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506